

補正申請における接続料金の再算定以外の変更箇所

※平成30年3月16日に認可申請を行いました新旧対照表及び算定根拠について、
補正申請（平成30年6月11日）にて、下記の通り、当初申請から変更を行っております。

1. 新旧対照表

I. NGNのGWルータ(IPoE)の機能名（区分）の項番追加

該当箇所： <P.11~> 料金表 第1表 第1網使用料 2-4中継系交換機能 (4) 関門系ルータ交換機能 イ 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7欄で接続するもののうちIPoE方式で接続する場合

変更内容： 都道府県名の記載に(ア)~(オ)を追加

2. 算定根拠

(1) ヒストリカル（西日本コストに基づく接続料）

I. 端末回線伝送機能の機能名について接続約款との不整合の修正

該当箇所： <P.13~> 1. 端末回線伝送機能 (2) 料金の設定 ①基本料「端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1-2欄で接続する場合）」

変更内容：「当社スプリッタを使用するもの」の削除に伴う機能名の変更を反映

II. 固定無線宅内設備管理機能の削除

該当箇所： <P.55> 1 3. その他の機能 B. 回線管理機能 (2) 料金の設定

変更内容：固定無線宅内設備管理機能の廃止に伴う削除を反映

III. DSL回線管理機能の機能名について接続約款との不整合の修正

該当箇所： <P.55> 1 3. その他の機能 B. 回線管理機能 (2) 料金の設定

変更内容：「当社スプリッタを使用するもの」の削除に伴う端末回線伝送機能の機能名の変更を反映

(2) 加入光ファイバ

I. 主端末回線(局外4分岐スプリッタ)の削除

該当箇所： <P.15> 1. 端末回線伝送機能 (2) 料金の設定 ②加算料「(ア) 料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄又は附則第4項(1)網使用料イ(ア)①欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線(光信号多重分離機能のうち、光信号主端末回線の最大収容数が8のものと組み合わせて利用するものに限り、)に係る加算料」

変更内容：主端末回線(局外4分岐スプリッタ)の廃止に伴う削除を反映

(3) NGN

I. NGNのトラフィック量の記載の修正

該当箇所： <P.17> IX. 料金設定に用いた設備数及びトラフィック 4.パケット数 (2) e及びf H28年度実績

変更内容：当初申請： e 2,366 、 f 193,114 補正申請： e 2,286 、 f 193,195

II. NGNのGWルータ(IPoE)の区分について接続約款の書き方への変更

該当箇所： <P.5> II 原価の算定及び料金の設定 2機能別原価の算定及び料金の設定 C. 関門系ルータ交換機能

変更内容： 都道府県名の記載に(ア)~(オ)を追加

(4) 網改造料

I .網改造料の自己資本利益率の記載の修正

該当箇所：＜認可申請:P.7、補正申請:P.2＞

(1) 過去3年間のリスクの低い金融商品の平均金利の平均値

変更内容：平成27年度	当初申請：0.0035	補正申請：0.0032
平成28年度	当初申請：0.0006	補正申請：0.0000
平均値	当初申請：0.0030	補正申請：0.0027

(3) 料金算定に採用する自己資本利益率」に記載の採用値

変更内容：当初申請：0.0030 補正申請：0.0027